

# 大阪国際がんセンターにおける公的研究費の取扱いに関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、大阪国際がんセンター（以下「センター」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、運営費負担金、奨学寄附金、補助金、委託費等を財源としてセンターで取扱うすべての経費をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、センターの医師、研究員及び事務職員その他のセンターの公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、故意又は重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は関係法令、公的研究費の配分機関の使用規則等及びセンターの規程等に違反した公的研究費の使用をいう。

### (法令等の遵守)

第3条 研究者等は、公的研究費の取扱いについては、大阪府立病院機構会計規程等（以下「会計規程等」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び関係法令並びに交付決定通知書等に記載された条件等を遵守しなければならない。

## 第2章 運営及び管理体制

### (最高管理責任者)

第4条 センターに、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、総長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、不正使用防止に向けた管理・運営体制を整備するため、不正使用防止計画を策定する。

3 最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

### (統括管理責任者)

第5条 センターに、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、臨床研究管理センター所長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針及び不正使用防止計画に基づき、センター全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 各部署における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、次号の者をもって充てる。

- (1) 病院長
- (2) がん対策センター所長
- (3) 研究所長
- (4) 次世代がん医療開発センター所長
- (5) 事務局長

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 管理監督又は指導する各部署における対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告書を提出する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

(職名の公開)

第7条 前3条の責任者（以下「各責任者」という。）を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

### 第3章 適正な運営及び管理のための環境整備

(経理事務)

第8条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、会計規程等により取扱うものとする。

(相談窓口)

第9条 公的研究費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関するセンター内外からの相談に迅速かつ適切に対応するための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置するものとする。

2 相談窓口は、臨床研究センター及び事務局に設置するものとし、その担当グループ等は公開するものとする。

## 第4章 研究者等の意識向上等

### (行動規範等)

第10条 不正使用を防止するため、センターの研究者等の行動規範を策定する。

### (研究者等の責務)

第11条 研究者等は、コンプライアンス教育等に係る研修会等を受講し、規範意識の向上に努めなければならない。ただし、コンプライアンス推進責任者が受講の必要がないと判断した者にあつては、この限りでない。

2 研究者等は、最高管理責任者に大阪府立病院機構（以下「機構」という。）及びセンターが定める規程、規則等並びに競争的資金等の配分機関が定める交付条件や使用ルール等を遵守する旨を記載した誓約書（別紙様式1）を提出しなければならない。

3 前項の義務を履行しない者にあつては、公的研究費の申請並びに運営及び管理に関わることをできない。

## 第5章 不正使用に係る調査、処分等

### (調査委員会)

第12条 不正使用があつた場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、大阪国際がんセンターにおける公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱要綱（以下「調査等取扱要綱」という。）に基づき設置する不正使用に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）において必要な調査を行うものとする。

2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があつたと認められた者については、地方独立行政法人大阪府立病院機構就業規則及び調査等取扱要綱に基づく、懲戒処分、氏名の公表等の措置を行うものとする。

## 第6章 不正使用の防止

### (不正使用防止計画の推進)

第13条 不正使用防止計画を推進するため、研究公正委員会を大阪国際がんセンター研究公正委員会設置要綱に基づき組織し、業務の推進及び管理を行うものとする。

## 第7章 公的研究費の適正な運営及び管理

### (執行状況の確認等)

第14条 コンプライアンス推進責任者及び副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 執行の遅れが研究計画遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に示すものとする。

### (発注段階での財源の特定)

第15条 研究者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財

源を特定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

第16条 発注又は契約する際は、会計規程等の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者等は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(検収業務等)

第17条 物品の購入、製造及び修理並びに役務に係る契約（以下「物品の購入等契約」という。）に伴う検収業務については、会計規程等の定めにより検査職員が行うものとし、研究者が国内で物品の購入等契約を行い、かつ、研究者本人がその検収行為を行う場合は、原則として、臨床研究管理センターの担当職員による納品事実の確認を受けなければならない。

2 非常勤職員の雇用等により研究協力等を得る場合は、雇用等の依頼者並びに臨床研究管理センター及び事務局総務・人事グループが勤務状況等を確認し、公的研究費を適正に執行・管理するものとする。

(出張の確認)

第18条 業務遂行上必要となる出張については、あらかじめ総長又は総長から権限を委譲された者の承認を得るものとし、出張後は復命書及び出張の事実を証明する書類を提出しなければならない。

(不正な取引を行った業者の処分)

第19条 不正な取引に関与した業者については、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第3条第4号の規定により、その事実が発覚してから3年以内の期間競争入札に参加させないことができる。

## 第8章 情報伝達を確保する体制

(通報窓口)

第20条 不正使用等（その疑いがあるものを含む。次条において同じ。）に関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を原則として相談窓口とは別に設置するものとする。

2 通報窓口は、センターの外部又は事務局に設置するものとする。

3 通報窓口は、公開するものとする。

(不正使用等に関する報告)

第21条 通報窓口に不正使用等に関する通報及び情報提供があった場合は、通報窓口は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。

(使用ルール等の理解度の確認)

第22条 研究公正委員会は、不正使用を防止する観点から、研究者等に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(不正使用防止に向けた措置)

第23条 研究公正委員会は、不正使用の防止に向けた取組みの状況を公開するとともに、その施策を確実に継続的に推進するものとする。

## 第9章 モニタリング等

(センター内部監査)

第24条 最高管理責任者は、研究費の保管・収支状況を検査する者（以下「検査員」という。）を指定する。なお、検査員は、研究費の取扱いに直接かかわらない部門の職員から複数名選定する者とする。

2 検査員は、年に少なくとも1回及び必要に応じて、研究費の保管・収支状況を検査しなければならない。

3 検査員は、最高管理責任者の指示に基づき、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を公正かつ的確に実施しなければならない。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月25日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年11月1日から施行する。

2 大阪国際がんセンターにおける公的研究費の取扱いに関する規程細則（平成20年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(別紙様式1)

## 誓約書

(最高管理責任者)

大阪府立病院機構

大阪国際がんセンター総長 殿

私は、大阪府立病院機構大阪国際がんセンター（以下「センター」という。）における公的研究費の執行・管理等に当たり、下記事項を遵守いたします。

### 記

1. 大阪府立病院機構（以下「機構」という。）及びセンターが定める規程、規則等を遵守すること。
2. 競争的資金等の配分機関（以下「配分機関」という。）が定める交付条件や使用ルール等を遵守すること。
3. 研究活動において不正行為を行わないこと、又は加担しないこと。
4. 公的研究費の執行において不正使用を行わないこと、又は加担しないこと。
5. 機構及びセンターの規程等や配分機関の使用ルール等に違反して、不正を行った場合は、機構や配分機関の処分及び法的責任を負担すること。

(元号) 年 月 日

所属部署名 \_\_\_\_\_

職 名 等 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※自署により記入願います